

告 示

埼玉県告示第百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二〇―八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

正能・戸崎土地区画整理事業区域

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千八百七十立方メートル